

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 18 日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 井 村 行 夫

記

〔 連 絡 所 定 期 監 査 〕

1. 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

(2) 監査の対象

平成 29 年度及び平成 30 年 4 月から 9 月までの連絡所における財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(3) 監査の実施期日

年 月 日	対 象 箇 所
H30. 9. 10 ～ H30. 10. 4	全連絡所（書面審査）
H30. 10. 5	坂手連絡所、鏡浦連絡所
H30. 10. 10	神島連絡所
H30. 10. 17	加茂連絡所
H30. 10. 19	答志連絡所、桃取連絡所
H30. 10. 24	長岡連絡所
H30. 11. 7	菅島連絡所

(4) 監査結果の講評日

平成 30 年 12 月 3 日

2. 監査の主眼及び方法

各連絡所における人事管理、会計管理、財産管理が適正に行われているか確認するため、監査を実施した。なお、監査の実施にあたっては、あらかじめ調書の提出を求め書類審査を行うとともに、各連絡所にて関係諸帳簿、書類等の確認、疑義等のある事項について関係職員の説明を受けた。

3. 監査の結果

各連絡所における人事管理、会計管理、財産管理は、一部の事務について適正を欠く事務が見られたものの、総体としては概ね適正に処理されているものと認められた。なお、事務処理上の軽微な誤謬については、その都度改善を要請し記載を省略した。

以下の事項を監査結果として報告する。

I 監査対象機関に対する指摘事項等

1 指摘事項 ① 公金の取扱い事務について〔注意事項〕

公金の取扱いについては、地域の金融機関の開設時間の変更や閉鎖に伴い、原則的には現金送達簿により指定金融機関へ納入している。

領収済通知書等を確認したところ、一部の連絡所で収納した現金を速やかに指定金融機関に納入していない事例があった。「鳥羽市公金等の取扱いマニュアル」に基づいた適切な事務処理を行うとともに公金取扱いに対する意識の向上を図られたい。

2 所見 特になし

II 所管部局に対する指摘事項等

1 指摘事項 ① 公金の取扱い事務について〔注意事項〕

公金の取扱いについては、関係法令・鳥羽市会計規則及び「鳥羽市公金等の取扱いマニュアル」を遵守しできる限り速やかな入金処理に努めるよう指導されたい。

2 所見 ① 備品管理について〔努力・要望事項〕

備品台帳と現物を確認したところ、既に使用を終わっている備品も登録管理が行われているので、不要な備品は廃棄の手続きを進められたい。

② 連絡所業務の円滑な管理運営〔努力・要望事項〕

提出された調書の職員状況説明書記載の事務分担内容と実際の事務の状況を確認したところ、「関係各課よりの連絡調整に関すること」「その他、市長が必要と認めること」に関する業務が多数見受けられた。このようななか、記載されている事務分担内容はもとより基本業務のマニュアルの見直しが行われておらず、また、他課からの依頼による備品設置に関しては必要性等も十分理解されていなかった。所管部局として、業務の把握を行ったときは、適宜マニュアルの見直しを行うなど関係各課も含めた連絡所業務の共通認識を図られたい。

〔 診 療 所 定 期 監 査 〕

1. 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

(2) 監査の対象

平成 29 年度及び平成 30 年 4 月から 9 月までの診療所における財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(3) 監査の実施期日

年 月 日	対 象 箇 所
H30. 9. 10 ～ H30. 10. 4	全診療所（書面審査）
H30. 10. 5	鏡浦診療所
H30. 10. 10	神島診療所
H30. 10. 17	桃取診療所
H30. 10. 24	夜間・休日診療所、長岡診療所
H30. 11. 7	菅島診療所、坂手診療所

(4) 監査結果の講評日

平成 30 年 12 月 3 日

2. 監査の主眼及び方法

各診療所における人事・庶務管理、会計管理、財産管理が適正に行われているか確認するため、監査を実施した。なお、監査の実施にあたっては、あらかじめ調書の提出を求め書類審査を行うとともに、各診療所にて関係諸帳簿、書類等の確認、疑義等のある事項について関係職員の説明を受けた。

3. 監査の結果

各診療所における人事・庶務管理、会計管理、財産管理は、一部の事務について適正を欠く事務が見られたものの、総体としては概ね適正に処理されているものと認められた。なお、事務処理上の軽微な誤謬については、その都度改善を要請し記載を省略した。

以下の事項を監査結果として報告する。

I 監査対象機関に対する指摘事項等

1 指摘事項 ① 公金の取扱い事務について〔注意事項〕

公金の取扱いについては、地域の金融機関の開設時間の変更や閉鎖に伴い、原則的には現金送達簿により指定金融機関へ納入している。

領収済通知書等を確認したところ、一部の診療所で収納した現金を速やかに指定金融機関に納入していない事例があった。「鳥羽市公金等の取扱いマニュアル」に基づいた適切な事務処理を行うとともに公金取扱いに対する意識の向上を図られたい。

2 所見 特になし

II 所管部局に対する指摘事項等

1 指摘事項 ① 公金の取扱い事務について〔注意事項〕

公金の取扱いについては、関係法令・鳥羽市会計規則及び「鳥羽市公金等の取扱いマニュアル」を遵守しできる限り速やかな入金処理に努めるよう指導されたい。

2 所見 ① 「市立診療所処理マニュアル」の適正化について〔努力・要望事項〕

診療所の医薬品管理や会計管理の事務処理においては、「市立診療所処理マニュアル」に基づき運用を行っている。公金の収納は日計補助簿により事務処理を行っているが、その取扱いは診療所によりばらつきがあり統一されていないかった。

「市立診療所処理マニュアル」については適切に見直しを行い、職員に対しては周知徹底に努められたい。

② 診療所の事務体制について〔努力・要望事項〕

地域医療を支える各診療所においては、計画的に施設や医療設備の充実を図り、地域住民の健康を守るために医療サービスの提供を行っている。

職員状況説明資料によると、現在、事務を担当する臨時職員は全員医療事務資格がなく、臨時職員の配置がない診療所では看護師が医療事務もを行っている。また、唯一、資格所持者である休日診療所担当の臨時職員に事務を委ねている。医療保険・診療報酬制度が複雑化するなか、医療事務の円滑・効率化を図るため人材育成・確保を進められたい。